

高齢者施設等の皆様へ

令和4年11月

山梨県福祉保健部健康長寿推進課



1 目的

第8波に向けた高齢者施設等におけるクラスター対策強化のため、山梨県では、新型コロナウイルス感染症の集中的実施計画を策定し、感染拡大期において集中的な検査(以下、「集中的検査」という。)を実施することとなりました。

現状、入所系の高齢者施設については、PCR 検査を実施しておりますが、これらに加え、感染拡大期に訪問系・通所系の事業所、PCR 検査の対象となっていない入所系の高齢者施設に対し、抗原定性検査簡易キット(以下「検査キット」という。)を県より配付し、週 2～3 回、職員の方に検査を行っていただきます。

検査の開始時期については、県ホームページでお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

URL: https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/concentrated_test.html

なお、出勤前、訪問前に体調が悪いことを自覚した場合は、出勤、訪問せず、医療機関へ受診をすることを徹底してください。
(従前の体調の悪化を自覚した場合などに使用する検査キットについては、継続してご利用いただくことができます。)

2 対象施設

| 要件 |
|-------------------------------------|
| ① 配置医師又は連携医療機関と連携する体制(※1)があり、 かつ |
| ② 検査キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる(※2) |

| 検査キット対象施設 (甲府市に所在する施設は除きます) |
|---|
| 認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション |

(※1) 検査キットを使用する前に、あらかじめ、配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができるようにしておいてください(受診可能な地域の医療機関(新型コロナウイルス感染症の診断・治療・検査を行う医療機関)を把握しておいてください)。

(※2)検査に関する研修受講について

研修は、厚生労働省がホームページで公開している教材(別紙「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」)を学習したことを、各施設の中で確認し、受講者の名簿を作成してください。

(※3)医療従事者の不在時に有症状者に対して検査を行うことが考えられる施設等においては、次のとおり対応してください。

- ① 職員の中から事前に「検査実施管理者」を決めてください。
- ② 「検査実施管理者」は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」(別紙)及び使用するキットの添付文書等の内容を理解した上で「理解度確認テスト」(別紙)を受験し、全問正解できることを確認するとともに、各問の解説を確認し適切な検査実施についてさらに理解を深めてください(※全問正解できなかった場合は、再度の受験により全問正解できることを確認)。

3 対象者

職員(各施設の判断により直接処遇職員以外を対象とすることも可)、新規入所者

4 検査キットの保管等

| 区分 | 取扱い方法 |
|------|---|
| 保管方法 | 2～30℃で保存 |
| 廃棄方法 | 廃棄に当たっての具体的な処理手順については、それぞれ製品の添付文書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いいたします。 |

※保管費用及び廃棄に要する費用は、各施設においてご負担をお願いします。

5 使用要件

- ① 県による集中的検査開始のお知らせ後に使用してください。
- ② 施設の職員に対し、週 2～3 回検査を行ってください。
- ③ 検体採取は医療従事者が常駐する施設にあっては医療従事者の管理下で、医療従事者が常駐しない施設にあってはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で検査を実施します。
(2. ※3を参照ください)

医療従事者か、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で鼻腔検体を自己採取することができます。

使用方法については、以下の URL を参照してください。

シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社
クリニテスト COVID-19 抗原迅速テスト

<https://www.clinitest.siemens-healthineers.com/jp/covid-19-antigen-self-test>

※検査キットの配付状況により、メーカーが変わる場合があります。

6 検査後の対応

| 判定結果 | 対応 |
|------|---|
| 陽性者 | <ul style="list-style-type: none">・陽性判明者は出勤停止し、確定診断で陰性が出ない限り、療養を行ってください。また、速やかに医師の診察を受けることを徹底してください。医師の診察により確定診断となります。・確定診断を待たず、同時並行で、当該陽性者の「接触者」を各施設で自主的に特定し、その日にいる入所者、利用者、職員の体調確認をして下さい。 |
| 陰性者 | <ul style="list-style-type: none">・医療従事者が常駐しない施設で検査を実施した場合、偽陰性の可能性もあることから、施設は、体調が悪い職員の医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。 |

※医療機関等の相談先に迷う場合は、以下までご相談ください。

(甲府市以外にお住まいの方) 山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター:055-223-8896

(甲府市にお住まいの方) 甲府市新型コロナウイルス感染症受診・相談センター:055-237-8952

7 検査キット使用実績の報告

検査開始後、陽性者が出た場合には、下記 URL にある報告フォームより毎週、土曜日から金曜日の分を翌月曜日までに報告をお願いします。

URL:<https://forms.office.com/r/fg2KYqgkqu>



※ これまでに、有症状者向けの別途配布されている検査キットがある場合は、それとは分けて、使用実績を報告してください。

8 留意事項

これまでに、国や県から別途配布された検査キットとは分けて管理してください。